

別 記

第二号様式(用紙の大きさは日本産業規格A7とし中央点線の所から二つ折とする。)

学校施設の確保に関する政令第十八条の規定による証票	
---------------------------	--

(表面)

(裏面)

第 号 令和 年 月 日 交付

官公職氏名

当該管理者

印

学校施設の確保に関する政令(抄)

第十六条 管理者は、学校施設の返還を命ずるため、その他この政令を施行するため必要があると認めるときは、当該職員をして、学校施設その他の土地及び工作物に立ち入り、学校施設、学校施設にある工作物その他の物件及びこれらに関する帳簿書類につき、必要な測量又は検査をさせることができる。

2 前項の場合においては、管理者は、あらかじめ、立ち入るべき土地又は工作物及び立ち入るべき日時を指定して、その占有者又は所有者に通知しなければならない。但し、占有者若しくは所有者を確認することができないとき、又は緊急の必要があるときは、この限りでない。

第十八条 当該職員が第十三条及び第十六条の規定により学校施設の引渡を受け、又は土地若しくは工作物に立ち入り、測量若しくは検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第三十条 次に掲げる者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 第十五条の規定による物件の移転又は第十六条の規定による当該職員の立入、測量若しくは検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 (省略)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。